

意見書

平成 21 年 3 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう ふかだ こうじ
代表取締役社長 深田 浩仁

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 21 年 1 月 29 日付け情郵審第 11 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

NGNに係る平成 21 年度の接続料の設定における接続約款の変更案に対し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。弊社意見を下記の通り申し述べさせていただきます。

【弊社意見】

・平成 21 年度接続料のアンバンドル機能別費用算定上のコストドライバについては、暫定ドライバとして、ポート容量比が採用されていますが、より適正な接続料の算定及び費用配賦の基本的な考え方である活動基準原価帰属（ABC）を早期に実現すべく、トラフィック等のアクティビティに着目したドライバを平成 22 年度適用の接続料から採用できるよう今後も引き続きの検討が必要であると考えます。

・今回、QoS 換算係数が設定されており、QoS の差異によって通信サービスの品質が異なりネットワークへの負荷の程度や最終利用者へのサービスの提供条件にも差異が発生することを踏まえれば非常に有意義なことであると考えますが、その設定内容の適正性について今後も検証が必要であると考えます。また、適正性の検証については帯域等換算係数においても同様に必要と考えます。

以上